



島根県報

令和5年6月6日(火)
号外第73号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更	(道路維持課)	2
道路の供用開始	(")	3

告 示

島根県告示第394号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
一般国道	261号	邑智郡邑南町下田所359番8地先から同263番1地先まで	前	メートル 18.15～ 33.71	メートル 97.83	道の駅工事 拡幅	
			後	18.15～ 82.80			97.83
〃	〃	邑智郡川本町大字因原1067番8地先から同地先まで	前	34.18～ 46.34	57.20	管理区分の変更 減幅	
			後	32.66～ 46.34			57.20
県道	川本波多線	邑智郡美郷町乙原696番1地先から同673番5地先まで	前	3.83～ 13.59	294.84	県央県土整備 事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	17.02～ 47.77			285.30
〃	〃	邑智郡美郷町乙原673番5地先から同604番2地先まで	前 A	3.66～ 27.86	430.59	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 拡幅 ダブルウェイ	
			A	22.32～ 62.15			425.24
			後 B	7.04～ 62.15			423.08
〃	弥栄旭インター線	浜田市金城町小国イ892番5地先から同番7地先まで	前	18.20～ 23.53	13.42	浜田県土整備 事務所 災害復旧工事 拡幅	
			後	21.17～ 25.37			13.42

島根県告示第395号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和5年6月6日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	湖陵掛合線	出雲市湖陵町三部642番9地先から同762番1地先まで	メートル 272.17	令和5年 6月6日	出雲県土整備 事務所	
〃	〃	出雲市湖陵町三部763番3地先から同753番1地先まで	207.80	令和5年 6月6日		
〃	益田種三隅線	浜田市三隅町西河内684番1地先から同695番1地先まで	143.80	令和5年 6月6日	浜田県土整備 事務所	
〃	弥栄旭インター線	浜田市金城町小国868番9地先から同867番12地先まで	270.00	令和5年 6月6日		